

## 議案第51号関連資料

### 明石市立発達支援センター条例及び ふれあいプラザあかし西条例の一部改正について

#### 1 改正の目的

明石市立発達支援センターは、発達障害を抱える人とその家族へのライフステージを通じた相談支援の拠点として、平成21年4月に、ふれあいプラザあかし西に開設したところですが、年々増加する相談、面談業務への円滑な対応及び支援機関との連携強化を図るため、市役所北庁舎（旧保健センター）に移転します。

つきましては、発達支援センターの位置の変更を行うほか、所要の整備を図ることにつき、条例の一部を改正しようとするものです。

#### 2 改正の概要

##### (1) 明石市立発達支援センター条例の一部改正

移転に伴い、位置を改める。(第3条関係)

【改正前】明石市二見町東二見1836番地の1

【改正後】明石市相生町2丁目5番15号

##### (2) ふれあいプラザあかし西条例の一部改正

構成する施設から明石市立発達支援センターを削除する。(第4条関係)

#### 3 移転後の機能強化

##### (1) 相談機能の拡充

現行施設では面談室2室、隣接する「おおぞら園」と共用の面談室1室で対応してきましたが、移転後は面談室5室に拡充します。さらに、ふれあいプラザあかし西の面談室を活用した出張相談を実施することで、市民にとってより身近な場所で相談ができるよう、機能の充実を図ります。

##### (2) 関係機関との連携強化

福祉局、こども局、教育委員会等、庁内各課との連携による総合的な支援を進めるとともに、市内各所へのアウトリーチ支援も強化していきます。

#### 4 施行期日

令和4年7月1日